

議案第45号

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例の一部改正について

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年9月4日 提出

京田辺市長 上村 崇

(提案理由)

本件は、令和7年4月から小学校給食費の公会計による徴収事務を開始するに当たり、保護者等から学校給食費を徴収するため、本条例について所要の改正を行うものである。

京田辺市条例第　　号

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例（令和5年京田辺市条例第31号）  
の一部を次のように改正する。

第1条中「中学校」を「小学校及び中学校」に改める。

第2条第2号中「生徒」を「児童又は生徒」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（準備行為）

2　この条例による改正後の京田辺市学校給食費の徴収に関する条例の規定による学校給食費の徴収に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

## 京田辺市学校給食費の徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、京田辺市立<u>小学校</u>及び<u>中学校</u>において学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学校給食費負担者 学校給食を受ける<u>児童</u>又は<u>生徒</u>の保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及びこれに準ずる者をいう。）、教職員その他学校給食を受ける者をいう。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、京田辺市立<u>中学校</u>において学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学校給食費負担者 学校給食を受ける<u>生徒</u>の保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及びこれに準ずる者をいう。）、教職員その他学校給食を受ける者をいう。</p>	小学校給食費の公会計化に伴う規定の整理